



島根県報

令和5年7月7日（金）

第 4 2 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づく事業の支払に 関連した事務の委託の解除	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出（5件）	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（ ” ）	10

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（ ” ）	11
--------------------------	---------------------	----

【公企訓令】

木都賀ダム操作規程の一部改正	（企業局施設課）	11
----------------	----------	----

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲 の認定		12
--	--	----

告 示

島根県告示第472号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づく事業の支払に関連した事務であって、県が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

3 委託の解除年月日

令和5年2月28日

島根県告示第473号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第474号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
江津市桜江町谷住郷3570-1、3582、3583-1、3583-4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
桜江町谷住郷3570-1・3582・3583-1・3583-4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第475号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市上府町イ483-1、イ483-2、イ484、イ484-1、イ487-2、イ487-3、イ493、イ2311（次の図に示す部分に限る。）、イ2321-4、イ2322、イ2323-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上府町イ483-1・イ483-2・イ484・イ484-1・イ487-2・イ487-3・イ493・イ2311・イ2321-4・イ2322・イ2323-3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤサンブラム 島根県浜田市三隅町三隅890-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
大崎 仁	島根県浜田市三隅町三隅890-1	-	
中前 好弘	鳥取県浜田市三隅町三隅1199	-	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6番28号	西岡 浩志	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更
大崎 仁	島根県浜田市三隅町三隅890-1	-	
中前 好弘	鳥取県浜田市三隅町三隅1199	-	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6番28号	西岡 浩志	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年6月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ長澤店 島根県浜田市長沢町3021

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）服部タイヨー長澤店

（変更後）キヌヤ長澤店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) 服部タイヨー	島根県浜田市浅井町884-2	服部 茂雄	

（変更後1）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	令和2年7月21日 (株) 服部タイヨーを吸収合併

（変更後2）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考

(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更
(有) ひまわり生花店	島根県浜田市牛市16-1	飯島 秀樹	令和4年2月21日 入店

(4) 変更の年月日

上記表のとおり

2 届出年月日

令和5年6月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ中吉田店・じょういち 島根県益田市中吉田町1085-5 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

株式会社じょういち 代表取締役 城市 将監 島根県益田市中吉田町1085-1

大畑建設株式会社 代表取締役 大畑 勉 島根県益田市大谷町36-3

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085-1	城市 将監	
大畑建設(株)	島根県益田市大谷町36-3	大畑 勉	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085-1	城市 将監	
大畑建設(株)	島根県益田市大谷町36-3	大畑 勉	

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085-1	城市 将監	
(株) GROW UP	鳥取県鳥取市千代水二丁目88	柴原 史則	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085-1	城市 将監	
(株) GROW UP	鳥取県鳥取市千代水二丁目88	柴原 史則	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年6月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市駅前町17-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 島根県益田市常盤町4-38外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日 代表者変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
小林 恭子	島根県浜田市長沢町668	-	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42-1	安達 静江	
(有) ベアーズ	島根県益田市高津五丁目8-40	樋口 壽男	
三好 悦子	島根県益田市高津五丁目27-25	-	
(有) 萬葉乃古衣	島根県益田市匹見町匹見イ1136	阿知波 栄子	
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金山 裕一	令和3年2月26日 (株) 大創産業へ 事業承継
(有) 花柳園	島根県益田市喜阿弥町イ299	柳田 晴治	
(株) 楓ジェラート	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	橋本 隆幸	平成30年4月20日 退店
李原 邦政	島根県益田市美都町山本イ305-6	-	令和元年8月20日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	寺戸 裕之	令和5年5月18日

			代表者変更
小林 恭子	島根県浜田市長沢町668	-	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42-1	安達 静江	
(有) ベアーズ	島根県益田市高津五丁目8-40	樋口 壽男	
三好 悦子	島根県益田市高津五丁目27-25	-	
(有) 萬葉乃古衣	島根県益田市匹見町匹見イ1136	阿知波 栄子	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	令和3年2月26日 (株) みどり商事 より事業承継
(有) 花柳園	島根県益田市喜阿弥町イ299	柳田 晴治	
樋口 初美	島根県益田市駅前町37-7	-	令和4年11月21日 入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年6月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月7日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ津和野店 島根県鹿足郡津和野町森村口82-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太朗 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

(変更後) 株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太朗 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

(変更後) 株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太朗 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1

(4) 変更の年月日

令和5年5月18日 (株式会社キヌヤ)

平成25年11月13日 (コーナン商事株式会社)

2 届出年月日

令和5年6月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

津和野町役場本庁及び津和野庁舎掲示板 (島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第481号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
キヌヤ都野津店 島根県江津市都野津町2253-3外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸裕之 島根県益田市常盤町4-38
 - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,603平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和5年3月31日
- 2 届出年月日
令和5年6月20日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
服部タイヨー長澤店 島根県浜田市長沢町3021
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38
- 3 承継の年月日
令和2年7月21日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社服部タイヨー 島根県浜田市浅井町884-2
- 5 承継の理由
株式会社キヌヤが株式会社服部タイヨーを吸収合併したため
- 6 承継に係る店舗面積
2,981平方メートル
- 7 縦覧場所
浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第2号

本 局
西部事務所

木都賀ダム操作規程（昭和52年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

第15条第2項第3号中「第3号警報所」を「第2号警報所」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) サイレン1回当たりの吹鳴方法は、次のとおり行うこと。

1分間吹鳴 20秒休止 1分間吹鳴 20秒休止 1分間吹鳴 20秒休止 1分間吹鳴

附 則

この訓令は、令和5年7月7日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和5年6月22日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成23年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年7月7日

島根県労働委員会会長 原 市

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 経営課長 経営課調整監 施設課長 施設課室長 施設課上席調整監 総務課課長補佐（総括）
東部事務所	所長 副所長
西部事務所	所長 副所長